

証券コード 3524
2025年7月7日
(電子提供措置の開始日2025年7月2日)

株主各位

東京都港区新橋二丁目20番15-701号

日東製網株式会社

代表取締役社長 小林宏明

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第124回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.nittoseimo.co.jp/>



上記ウェブサイトへアクセスして、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認ください。

電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」のとおり、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年7月23日（水曜日）午後4時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025年7月24日（木曜日）午前10時
2. 場所 広島県福山市一文字町14番14号
当社 福山本社2階ホール
（末尾の会場ご案内をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第124期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第124期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

行使期限

2025年7月23日（水曜日）
午後4時45分入力完了分まで



書面で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年7月23日（水曜日）
午後4時45分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

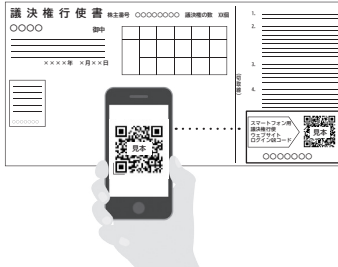
2025年7月24日（木曜日）
午前10時開催

インターネット及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

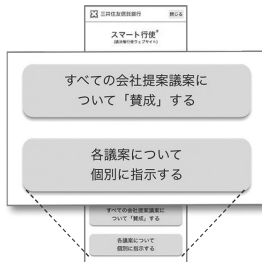
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは株式会社デンソーの登録商標です。

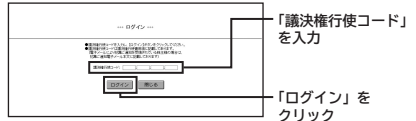
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

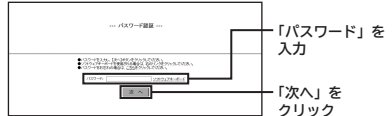
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
ご不明な点は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境の改善やインバウンド需要の拡大により、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化、原材料や物価の上昇に加え、為替の変動等の影響で、先行き不透明な状況となっております。

当社グループ主力ユーザーの水産業界におきましては、海洋環境や気象状況の変動による漁獲量の減少や人件費、資材等のコストの上昇もあり、事業収益の圧迫要因となっております。しかし、多くの魚種では、魚価の回復も見られ、外食産業や輸出向けの需要も堅調に推移しており、地域差はあるものの漁業資材への投資意欲は概ね回復傾向にあります。

このような状況のもと、当社グループの売上高は、漁業関連事業では、魚価が堅調に推移したことから漁業者も計画的に設備投資を継続し、旋網部門及び養殖網部門が活況となり、また、漁業子会社の水揚高が好調であったこと等により増加しました。陸上関連事業では、獣害防止ネットや防風・防砂・飛散防止ネットが好調であったこと等から前期に比べて売上高は増加しました。営業利益は、原材料費や人件費等のコストの上昇はありましたが、価格転嫁を円滑に進める努力をしたことや適正な在庫を確保し、製商品の短納期化を推進したこと等により前期と比べて増加しました。また、営業外収益として奨励金収入を計上し、営業外費用として為替差損を計上しました。特別損益としては、政策投資株式の一部見直しを行い、投資有価証券売却益を計上しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、21,600百万円（前期比3.4%増）、営業利益は680百万円（前期比57.7%増）、経常利益は828百万円（前期比0.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益534百万円（前期比2.2%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

[漁業関連事業]

魚価が堅調に推移したことから旋網部門や養殖網部門が活況となり、また、漁業子会社の水揚高が好調であったこと等により、売上高は17,446百万円（前期比2.5%増）となりました。利益面は、定置網漁の水揚高の増加が寄与したことや原材料費や人件費等のコストの上昇はありましたが、価格転嫁を円滑に進める努力をしたことや適正な在庫を確保し、お客様のニーズに合った製商品の短納期化を推進したことにより、セグメント利益は383百万円（前期比16.5%増）となりました。

[陸上関連事業]

獣害防止ネットや防風・防砂・飛散防止ネットが好調であったこと等から、売上高は4,150百万円（前期比7.1%増）となりました。利益面は、経費は全般的に上昇しましたが、当社グループのオリジナル製品の拡販効果により、セグメント利益は296百万円（前期比187.2%増）となりました。

[その他]

前期に引き続き機械部品加工等の受注は低調に推移し、売上高は3百万円（前期比53.1%減）となりました。利益面は売上高の減少及び材料費等の増加が影響し、セグメント損失は0百万円（前期は1百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、漁業関連事業を中心に全体で771百万円の設備投資を行いました。主に、工場の改修工事として115百万円、生産設備の導入で242百万円等の投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、必要となった所要資金は、主に自己資金及び金融機関よりの借入金をもって充當いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの経営は、主要営業基盤であるわが国の水産業界の動向や世界的に増加している水産物の消費の傾向にも注視していく必要があります。長期的には漁船漁業による漁獲量の確保や水産物の安定供給における養殖業の重要性は今後ますます高まるものと考えられることから、幅広いお客様のご要望に機動的な対応が可能な体制を構築していくことが重要と認識しております。

しかし、国内では漁業関連従事者の就業人口の減少や高齢化に歯止めが掛からず、将来的に人手不足の解消が厳しい状況にあることや近隣諸国の乱獲による漁獲量の減少が継続していることも懸念材料となっております。

最近では、雇用や所得環境の改善やインバウンド需要の拡大により、経済活動は回復基調で推移しておりますが、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化、原材料や物価の上昇に加え、為替の変動等の影響により、人々の生活環境や経済情勢に大きな変化が生じております。「環境・社会・ガバナンス」と持続可能な社会への貢献が世界的に重要なテーマとされる中、過去の慣習や価値観に捉われることなく、事業環境の変化や各種のリスクにリアルタイムで対応できる体制、組織づくりも重要となります。

また、自然環境、人材育成に配慮した事業活動、製商品、サービスの提供も企業価値向上に繋がる重要なテーマです。

①オリジナル商材の開発と差別化

持続的な成長と収益力の強化を実現するため、産学官連携による商品開発に取り組んでおります。これにより独自性の高い商品を市場に提供することが可能となり、他社との差別化を図り、将来的な収益力の高いビジネスモデルの構築を推進してまいります。

②漁網の拡販戦略

主力製品である漁網の拡販は、重要課題の一つであります。事業環境としては厳しい面も多い中、他社との差別化を図るべく、作業の平準化が困難な仕立部門の強化に取り組んでまいります。

③人材の確保・育成

少子高齢化や働き方の多様性により、優秀な人材の確保と育成はますます重要な課題となっております。社員の定着率の向上を図るため、人材育成の拡充や採用戦略の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第121期 (2022年4月期)	第122期 (2023年4月期)	第123期 (2024年4月期)	第124期 (当連結会計年度 (2025年4月期))
売 上 高(百万円)	18,373	19,300	20,899	21,600
営 業 利 益(百万円)	370	275	431	680
経 常 利 益(百万円)	544	496	836	828
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	190	50	546	534
1株当たり当期純利益 (円)	73.45	19.58	210.88	206.21
総 資 産(百万円)	27,573	28,223	29,522	30,095
純 資 産(百万円)	6,347	6,461	6,945	7,456

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
多 久 製 網 株 式 会 社	35百万円	100.0%	海苔網を主体とした当社製品の製造加工
レデス・ニット・チリ・リミターダ 株 式 会 社 泰 東	1,819百万 チリペソ (520百万円)	100.0%	無 結 節 漁 網 の 製 造 販 売
日 本 タ ー ニ ン グ 株 式 会 社	90百万円	100.0%	陸上用網の設計、施工、加工及び販売
日 東 ネ ッ ト 株 式 会 社	50百万円	39.0%	各 種 機 械 製 造 販 売
日 東 ネ ッ ト 株 式 会 社	30百万円	100.0%	無 結 節 網 の 仕 立 ・ 防 汚 加 工
タイ・ニットウセイモウ・グローバル Co., Ltd.	100百万タイ パーツ (250百万円)	100.0%	無 結 節 ・ 有 結 節 網 の 製 造 販 売
C N K 株 式 会 社	50百万円	100.0%	養 殖 用 金 網 の 製 造
有 限 会 社 吉 田 漁 業 部	5百万円	100.0% (100.0%)	定 置 網 漁 業
株 式 会 社 温 泉 津 定 置	50百万円	100.0%	定 置 網 漁 業
株 式 会 社 庄 司 政 吉 商 店	10百万円	100.0% (100.0%)	定 置 網 漁 業
ヤ マ グ チ 株 式 会 社	30百万円	100.0%	海 苔 網 等 販 売

(注) 1. 日本ターニング株式会社への出資比率は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
2. 出資比率の()内は、当社子会社の出資比率であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、漁業用・陸上用無結節網及び緞網の製造・販売並びに漁労関係省力機械器具及び他社で製造する漁業資材等の商品の仕入れ販売を主な事業としております。

事業内容		品 目 等
漁業関連事業	製 品	無結節漁網・有結節漁網・緞網・刺網・繊維ロープ・養殖用金網・防汚剤
	仕入商品	漁船・漁網付属品・漁労関係省力機械器具・飼料・餌料・小魚加工機・製水機・養殖用稚魚・水産物
	そ の 他	定置網漁業等の漁場指導を含めた経営指導
陸上関連事業	製 品	無結節網・有結節網・防虫ネット・産業用ハウスバンド・ロープ
	仕入商品	農業用資材・培土・防虫網用アルミ型枠
	そ の 他	上記陸上用網に係る設計・施工・販売
そ の 他	製 品	産業用機械・搬送設備製造
	そ の 他	上記に係る設計・補修・販売

(8) 主要拠点等

営業所・事務所 札幌・網走・函館・石巻・東京・高岡・福山・九州・紋別・釧路・八戸・いわき

工 場 函館・福山

【グループ会社】

多久（多久製網株式会社）

堀田（日東ネット株式会社）

チリ イキケ（レデス・ニッター・チリ・リミターダ）

中国 浙江省（平湖日東漁具有限公司）

タイ サムットプラカーン地区（タイ・ニットウセイモウ・グローバル Co.,Ltd.）

鹿児島・長崎（CNK株式会社）

(9) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
漁業関連事業	775(127)	22(△15)
陸上関連事業	166(11)	6(-)
その他	1(-)	-(-)
合計	942(138)	28(△15)

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	6,753百万円
株式会社北陸銀行	2,933
株式会社佐賀銀行	687
株式会社日本政策投資銀行	641
株式会社もみじ銀行	600

(注) 借入先及び借入金残高には、シンジケートローンによるものを含めて記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,605,000株 (自己株式11,695株含む)
- (3) 株 主 数 4,545名 (前期末比231名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 土 屋	226	8.75
日 東 製 網 取 引 先 持 株 会	190	7.34
日 東 製 網 従 業 員 持 株 会	156	6.02
小 林 宏 明	112	4.32
株 式 会 社 広 島 銀 行	55	2.12
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	42	1.63
広 保 雅 史	40	1.54
東 レ 株 式 会 社	31	1.23
丹 生 忠 和	30	1.18
株 式 会 社 菊 谷 茂 吉 商 店	30	1.18

(注) 持株比率は、自己株式 (11,695株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(年度末現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 宏 明	青山商事株式会社社外取締役 ダイキョーニシカワ株式会社社外取締役
専 務 取 締 役	小 林 重 久	製造本部本部長
取 締 役	北 方 浩 樹	経営管理本部本部長
取 締 役	野 村 芳 徳	営業本部本部長兼第2事業部長
取 締 役	岡 耕 一 郎	せとうち中央法律事務所所長 株式会社マツオカコーポレーション社外監査役
取 締 役	杉之原 祥 二	株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ 代表取締役会長兼社長
監 査 役	小 柴 訓 治	常勤
監 査 役	杉 森 和 夫	常勤
監 査 役	立 川 隆 造	
監 査 役	佐 藤 卓 己	株式会社サンエス代表取締役社長

- (注) 1. 取締役岡耕一郎及び取締役杉之原祥二の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役立川隆造及び監査役佐藤卓己の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役岡耕一郎、取締役杉之原祥二及び監査役立川隆造、監査役佐藤卓己の各氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として、それぞれ各取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中に退任した取締役は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	退任日
取 締 役	西 郷 清 彦	2024年7月25日（任期満了）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役が職務の遂行にあたり、役割を十分に発揮でき、有用な人材を迎えることができるように、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる、被保険者が会社役員等として業務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとし、保険料は当社が全額負担することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、社外取締役からの意見が踏まえていること及び当事業年度に係る取締役の個人別の報酬内容は、取締役会において決議した決定方法に従い適正に決定されていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、求められる役割と責任及び実績に見合った適正な水準としての基本報酬を支給しております。また、取締役退任時には退職慰労金を支給しております。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針及び割合の決定方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は月例支給とし、株主総会で決議された報酬の限度内で、会社業績及び職責や成果を反映するとともに、過去の支給実績等を総合的に勘案して、取締役会で個人別の支給額を決定しております。

当社の取締役が退任時に支給する退職慰労金については、役位別報酬、在任年数及び在任中の功績等を踏まえて相当額の範囲内で支給することを取締役会に一任する旨の株主総会の決議を経たうえで、取締役会で個人別の支給額を決定しております。

なお、当社の取締役の業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しないものとしております。

2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2018年7月26日開催の第117回定時株主総会にて、年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役2名)であります。また、監査役の報酬限度額は2014年7月25日開催の第113回定時株主総会にて、年額40百万円以内とすることに決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役は4名(うち社外監査役2名)であります。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長小林宏明氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各退任取締役の退職慰労金の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。代表取締役社長は社外取締役の意見を踏まえて決定しております。

4. 監査役の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	172,774 (△1,800)	150,300 (7,200)	22,474 (△9,000)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	△17,340 (△12,780)	21,600 (7,200)	△38,940 (△19,980)	4 (2)

- (注) 1. 支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額25,900千円を含んでおりません。
 2. 退職慰労金には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額及び役員退職慰労引当金戻入額を含んでおります。
 3. 取締役の支給人員及び支給額には、2024年7月25日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

氏名	兼職先と兼職の内容
岡 耕 一 郎	せとうち中央法律事務所 所長 株式会社マツオカコーポレーション 社外監査役
杉之原 祥 二	株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ 代表取締役会長兼社長
佐 藤 卓 己	株式会社サンエス 代表取締役社長

(注) 社外役員の重要な兼職先である法人と当社との間に特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	岡 耕 一 郎	当事業年度開催の取締役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から当社の業務執行に対して、適宜発言を行っております。
	杉之原 祥 二	当事業年度開催の取締役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見から当社の経営への助言及び業務執行に対して、適宜発言を行っております。
社外監査役	立 川 隆 造	当事業年度開催の取締役会9回のうち9回に、監査役会10回のうち10回に出席するとともに、必要に応じ、主に豊富な海外取引経験から国際取引に際して発言を行っております。
	佐 藤 卓 己	当事業年度開催の取締役会9回のうち9回に、監査役会10回のうち10回に出席するとともに、必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、レデス・ニッター・チリ・リミターダ及びタイ・ニットウセイモウ・グローバル Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任、又は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

1. 当社グループ（当社及び当社子会社）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役会は、法令、定款、経営理念、社内規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - ② 当社グループは、取締役、監査役及び使用人の法令順守を目的として、コンプライアンスに係る規程を整備し、周知と徹底を図る。
 - ③ 法務監査委員会を設置し、コンプライアンス全般に関わる問題に対応する。また、役職員の法令・定款違反行為については同委員会より取締役会に具体的な処分を答申する。

- ④ 当社グループのコンプライアンス体制を補完する機能として、内部通報システムを構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 内部情報に関し、取締役会への報告事項等を整理するとともに、内部情報の公表担当を原則として広報を担当する部門長に限定する。
 - ② 文書管理規程を制定し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録のうえ保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループの各担当取締役が担当する業務部門における損失の危険を適切に管理するとともに、責任者への情報の伝達を早めることにより、危険リスクを最小化する。また、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報管理及び輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、危険の管理を行うため、マニュアルを作成し対応することとする。
 - ② 損失の危険が顕在化して重大な損害の発生が予想される場合、速やかに関連部署に連絡し、損害が最小となる対応策を検討し対処している。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会を定期的開催のほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の重要事項については事前に社長と担当取締役において議論を行い、取締役会にて審議のうえ、それぞれの業務の担当取締役が業務執行を行っている。
 - ② 情報システム関連機器の利用により、電話会議等による業務の効率化、月次会計の迅速化を図り、取締役会で定期的に結果を検証することで、効率化を阻害する要因を排除・低減させ、目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
日東製網グループ規程を定め、子会社の取締役会、重要な会議、業績の状況、その他重要な事項については、子会社の各担当取締役から、当社へ定期的な報告を行うものとする。また、必要に応じ当社の重要な会議に招集することや、子会社の重要な会議に当社の担当取締役や使用人が出席することで、情報の共有化を図る。
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 日東製網グループ規程を整備していくことで、グループ内の業務の適正を確保する。
 - ② 当社及びグループ各社における内部統制の構築は、法務監査委員会を中心と

して行い、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

③ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項の補助を要請することができるものとする。

② 補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役よりの指揮命令を受けないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

① 取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を必要に応じ速やかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

② 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。

③ 当社グループは、監査役へ報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

10. 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会にて年度監査計画を定め、計画的に監査を実施する。

② 監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

- ③ 監査役は、重要な意思決定や業務執行状況を把握するために、取締役会を始め、本部会議等の重要な会議に出席することや、稟議書類の閲覧を必要に応じ、適宜行うことができるものとする。

6. 内部統制体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための内部統制システムの運用状況は、以下のとおりであります。

当社は、グループ会社を含めた経営の妥当性・適法性を確保するため、コンプライアンス委員会等の各種委員会及び内部監査室を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

コンプライアンスに関連する部署では、法令遵守を最も重要な事項の一つとして業務遂行しており、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、研修会の開催を行うなどして、全社員に浸透を図っております。内部監査室は、監査役及び監査法人と連携し、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしております。監査等の結果は、取締役へ随時報告を行っております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名が出席しております。原則月1回開催し、重要な事項の審議、経営の意思決定及び取締役の監督を行っておりますが、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営の意思決定を行っております。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役、関係者から事業の進捗状況等のヒヤリングを行っております。あわせて、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、必要に応じて調査を行い、取締役等の職務執行を監査しております。また、監査法人と定期的に協議を行い、連携を図ることで、監査の効率性を高めております。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,292,332	流動負債	15,360,320
現金及び預金	1,496,166	支払手形及び買掛金	2,168,930
受取手形	450,082	電子記録債務	1,567,166
売掛金	6,763,900	短期借入金	9,982,750
商品及び製品	6,084,915	未払法人税等	250,918
仕掛品	868,798	賞与引当金	299,133
原材料及び貯蔵品	1,421,992	その他	1,091,420
その他	249,189	固定負債	7,279,522
貸倒引当金	△42,712	長期借入金	6,323,337
固定資産	12,803,532	役員退職慰労引当金	174,810
有形固定資産	11,368,489	退職給付に係る負債	517,664
建物及び構築物	7,235,953	繰延税金負債	118,392
機械装置及び運搬具	881,441	その他	145,317
土地	2,675,718	負債合計	22,639,842
建設仮勘定	176,117	(純資産の部)	
その他	399,258	株主資本	7,206,931
無形固定資産	165,233	資本金	1,378,825
ソフトウェア	92,352	資本剰余金	510,540
のれん	68,326	利益剰余金	5,335,823
その他	4,554	自己株式	△18,257
投資その他の資産	1,269,809	その他の包括利益累計額	86,168
投資有価証券	468,980	その他有価証券評価差額金	173,900
長期貸付金	1,122	為替換算調整勘定	△87,732
長期営業債権	375,459	非支配株主持分	162,923
破産更生債権等	892,454	純資産合計	7,456,022
繰延税金資産	203,325	負債純資産合計	30,095,865
その他	450,403		
貸倒引当金	△1,121,936		
資産合計	30,095,865		

連結損益計算書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		21,600,058
売上原価		17,433,303
売上総利益		4,166,755
販売費及び一般管理費		3,486,690
営業利益		680,065
営業外収益		
受取利息	18,339	
受取配当金	14,099	
固定資産賃貸料	46,099	
受取保険金	68,227	
奨励金収入	152,704	
雑収入	75,292	374,763
営業外費用		
支払利息	131,075	
有形売却損	10,301	
シンジケートローン手数料	1,000	
保証債務費用	7,232	
固定資産賃貸費用	23,780	
為替差損	14,891	
持分法による投資損失	25,695	
雑損	11,917	225,894
経常利益		828,935
特別利益		
投資有価証券売却益	17,053	17,053
特別損失		
災害による損失	780	780
税金等調整前当期純利益		845,209
法人税、住民税及び事業税	328,951	
法人税等調整額	△10,712	318,239
当期純利益		526,969
非支配株主に帰属する当期純損失		7,794
親会社株主に帰属する当期純利益		534,763

連結株主資本等変動計算書

(2024年5月1日から2025年4月30日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,378,825	510,540	4,930,727	△18,179	6,801,913
当期変動額					
剰余金の配当			△129,667		△129,667
親会社株主に帰属する 当期純利益			534,763		534,763
自己株式の取得				△78	△78
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	405,096	△78	405,018
当期末残高	1,378,825	510,540	5,335,823	△18,257	7,206,931

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	155,990	△183,365	△27,375	170,718	6,945,257
当期変動額					
剰余金の配当					△129,667
親会社株主に帰属する 当期純利益					534,763
自己株式の取得					△78
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	17,910	95,632	113,543	△7,795	105,747
当期変動額合計	17,910	95,632	113,543	△7,795	510,765
当期末残高	173,900	△87,732	86,168	162,923	7,456,022

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称 多久製網株式会社 株式会社泰東 日東ネット株式会社 レデス・ニッ
ー・チリ・リミターダ 日本ターニング株式会社 タイ・ニットウセイモ
ウ・グローバル Co.,Ltd. CNK株式会社 有限会社吉田漁業部 株式会社
温泉津定置 株式会社庄司政吉商店 ヤマグチ株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

平湖日東漁具有限公司 レデス・ニッソー・ペルーS.A.C. 日東クロステ
ック株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

会社の名称 レデス・ニッソー・ペルーS.A.C.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社 2社

会社の名称 平湖日東漁具有限公司 日東クロステック株式会社

持分法を適用していない理由

非連結子会社2社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結会計年度末日と異なる会社は次のとおりであります。

会 社 名	決 算 日
多久製網株式会社	3月31日※1
株式会社泰東	3月31日※1
日東ネット株式会社	3月31日※1
レデス・ニッソー・チリ・リミターダ	12月31日※2
タイ・ニットウセイモウ・グローバルCo.,Ltd.	1月31日※1
CNK株式会社	3月31日※1
有限会社吉田漁業部	2月末日※1
株式会社温泉津定置	2月末日※1
株式会社庄司政吉商店	2月末日※1
ヤマグチ株式会社	3月31日※1

※ 1. 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※ 2. 1月31日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。ただし、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等…総平均法による原価法

棚卸資産

製品・仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）ただし、在外連結子会社は、総平均法による原価法

商品・原材料・貯蔵品…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

デリバティブ……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～7年

また、在外連結子会社は定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び主要な連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、漁業用・陸上用無結節網及び緋網・ロープ等の製造・加工・施工・販売並びに漁労関係省力機械器具、船舶等の商品、水産物の仕入販売を主な事業としております。

国内の製品・商品販売（下記、船舶の販売を除く）については、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷時点で顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

国内の製品・商品販売のうち船舶の販売については、引き渡し時点で収益を認識しております。

国外の販売については、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

工事契約については、工事の進捗につれて一定の期間に渡り履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗に基づき収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、検収完了時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建金銭債権債務等 |
| ③ ヘッジ方針 | 外貨建金銭債権債務取引等の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 |

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定の年数で均等償却を行うこととしております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の費用として処理することとしております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

① 貸倒引当金

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位 千円)

	当連結会計年度計上額
貸倒引当金（流動）	42,712
貸倒引当金（固定）	1,121,936

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

物価、資源価格及び為替相場の影響は不確定要素が多く、貸倒引当金の算定において、将来の影響を客観的に見積ることが困難ではありますが、期末時点です手可能な情報をもとに検証等を行っております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収可能性を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性があり、債権者の状況等の変化により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

② のれんの回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位 千円)

	当連結会計年度計上額
のれん	68,326

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんの償却については、原則として20年以内の一定の年数で均等償却を行うこととしております。のれんの回収可能性は、取得時に見込んだ超過収益力について、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローをモニタリングすることによって減損の兆候を判定し、減損の認識についての判断及び減損損失の測定を実施しております。減損損失の測定の実施にあたっては、回収可能性を見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定した使用価値により測定しております。

使用価値の算定における重要な仮定は、経営者によって承認された事業計画及び割引率であり、事業計画は主に漁獲高の影響を受け、割引率は加重平均コストを基礎に算定しております。なお、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		12,377,804 千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
担保に供している資産	建物及び構築物	5,536,084 千円
	土地	509,573 千円
	投資有価証券	257,224 千円
	その他	21,970 千円
担保に係る債務	電子記録債務	145,623 千円
	割引手形	678,525 千円
	買掛金	92,734 千円
	短期借入金	3,565,770 千円
	長期借入金	6,783,333 千円
	(うち1年内返済予定の長期借入金)	493,333 千円
	その他	10,016 千円
3. 受取手形割引高		2,702,165 千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式数	普通株式	2,605,000 株
2. 配当に関する事項		
(1) 配当金支払額		

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年7月25日 定時株主総会	普通株式	129,667	50	2024年4月30日	2024年7月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2025年7月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額	129,665千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	50円
(ニ) 基準日	2025年4月30日
(ホ) 効力発生日	2025年7月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に漁業用・陸上用の網の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金(主に銀行借入及び割賦購入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出入の取引から生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての債権債務について一部先物が替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほぼ1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び割賦購入に伴う長期未払金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で14年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権回収マニュアルに従い、営業債権及び長期貸付金について、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、取引頻度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物が替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

為替予約取引については、第4事業部からの為替予約申請に基づき、財務経理担当役員が決定しており、取引に係る契約及び事務処理は第4事業部が担当し、その都度財務経理担当役員に報告しております。なお、いずれの取引についても管理規程は設けておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社及び当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理本部で適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、受取手形の割引等により手許流動性を確保し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。)

(単位 千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形	450,082		
貸倒引当金 ^(※1)	△1,837		
	448,245	445,653	△2,592
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	409,609	409,609	—
(3) 長期営業債権	375,459		
(4) 破産更生債権等	892,454		
貸倒引当金 ^(※1)	△1,121,936		
	145,978	145,978	—
資産計	1,003,833	1,001,241	△2,592
(1) 長期借入金(1年以内含む)	6,942,817	6,942,504	△313
(2) 長期未払金(1年以内含む)	3,910	3,910	—
負債計	6,946,727	6,946,414	△313

(※1) 受取手形、長期営業債権及び破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等は概ね短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位 千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	59,371

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,496,166	—	—	—
売掛金	6,763,900	—	—	—
受取手形	435,982	14,100	—	—
合 計	8,696,049	14,100	—	—

(注4) 長期借入金、長期未払金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	9,363,270	—	—	—	—	—
長期借入金	619,480	512,383	507,620	493,333	493,333	4,316,666
長期未払金	3,910	—	—	—	—	—
合 計	9,986,660	512,383	507,620	493,333	493,333	4,316,666

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位 千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	409,609	—	—	409,609
資産計	409,609	—	—	409,609

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位 千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	445,653	—	445,653
長期営業債権	—	—	145,978	145,978
破産更生債権等	—	—	0	0
資産計	—	445,653	145,978	591,631
長期借入金（1年以内含む）	—	6,942,504	—	6,942,504
長期未払金（1年以内含む）	—	3,910	—	3,910
負債計	—	6,946,414	—	6,946,414

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

受取手形

受取手形の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りの利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期営業債権及び破産更生債権等

長期営業債権及び破産更生債権等の時価については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及び長期未払金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利による長期借入金の時価は元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期未払金（割賦購入取引）については固定金利による長期借入金の時価の算定と同様の方法によっております。それぞれレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 千円)

	報告セグメント			その他	合計
	漁業関連事業	陸上関連事業	計		
〈売上高の内訳〉					
顧客との契約から生じる収益	17,446,620	4,150,378	21,596,999	3,059	21,600,058
〈収益の認識時期〉					
一時点で認識される収益	17,446,620	4,150,378	21,596,999	3,059	21,600,058
一定の期間にわたり認識される収益	—	—	—	—	—
合計	17,446,620	4,150,378	21,596,999	3,059	21,600,058

「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業用機械の製造・メンテナンス等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位 千円)

	当連結会計年度 (期首)	当連結会計年度 (期末)
顧客との契約から生じた債権		
内、受取手形	410,387	450,082
内、売掛金	6,645,007	6,763,900
契約負債	138,454	286,200

契約負債は、商品及び製品の販売契約について、支払い条件に基づき受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は138,454千円です。連結計算書類上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に基づく残存履行義務について注記の対象に含めておりません。これ以外で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,812円28銭
1 株当たり当期純利益	206円21銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,423,354	流動負債	13,476,925
現金及び預金	353,244	支払手形	56,302
受取手形	200,463	電子記録債務	1,571,039
売掛金	6,912,647	買掛金	1,376,569
商品及び製品	4,458,586	短期借入金	8,543,800
仕掛品	361,148	1年内返済予定の長期借入金	581,684
原材料及び貯蔵品	818,304	未払金	104,898
前渡金	222,192	未払法人税等	203,378
前払費用	30,508	未払消費税等	83,799
短期貸付金	1,073,382	未払費用	204,338
未収入金	135,494	前受金	283,135
その他の	30,089	預り金	17,162
貸倒引当金	△172,708	前受収益	4,491
固定資産	11,378,754	賞与引当金	195,127
有形固定資産	9,154,769	従業員預り金	24,691
建物	6,105,161	設備関係支払手形	30,936
構築物	479,384	保証債務	195,570
機械及び装置	698,035	固定負債	6,786,457
車両運搬具	10,571	長期借入金	6,290,000
工具、器具及び備品	148,811	退職給付引当金	311,647
土地	1,570,782	役員退職慰労引当金	174,810
建設仮勘定	142,021	その他の	10,000
無形固定資産	73,548	負債合計	20,263,383
電話加入権	3,443	(純資産の部)	
ソフトウェア	69,889	株主資本	5,369,138
その他の	216	資本金	1,378,825
投資その他の資産	2,150,436	資本剰余金	510,292
投資有価証券	452,410	資本準備金	510,292
関係会社株式	677,426	利益剰余金	3,498,279
関係会社出資金	541,214	利益準備金	275,625
長期営業債権	375,459	その他利益剰余金	3,222,654
破産更生債権等	890,327	別途積立金	100,000
繰延税金資産	119,791	繰越利益剰余金	3,122,654
その他の	213,615	自己株式	△18,257
貸倒引当金	△1,119,808	評価・換算差額等	169,587
		その他有価証券評価差額金	169,587
資産合計	25,802,109	純資産合計	5,538,725
		負債純資産合計	25,802,109

損 益 計 算 書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,044,286
売 上 原 価		14,252,795
売 上 総 利 益		2,791,491
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,434,959
営 業 利 益		356,531
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32,632	
受 取 配 当 金	13,605	
固 定 資 産 賃 貸 料	94,854	
奨 励 金 収 入	152,704	
雑 収 入	107,474	401,270
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	124,407	
手 形 売 却 損	8,489	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	1,000	
保 証 債 務 費 用	72,562	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	69,593	
為 替 差 損	70,399	
雑 損 失	634	347,087
経 常 利 益		410,715
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17,037	17,037
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	780	780
税 引 前 当 期 純 利 益		426,972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	238,638	
法 人 税 等 調 整 額	△13,615	225,022
当 期 純 利 益		201,949

株主資本等変動計算書

(2024年5月1日から2025年4月30日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,378,825	510,292	510,292
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	1,378,825	510,292	510,292

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	275,625	100,000	3,050,371	3,425,996	△18,179	5,296,934
当期変動額						
剰余金の配当			△129,667	△129,667		△129,667
当期純利益			201,949	201,949		201,949
自己株式の取得					△78	△78
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	72,282	72,282	△78	72,204
当期末残高	275,625	100,000	3,122,654	3,498,279	△18,257	5,369,138

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	151,698	151,698	5,448,633
当期変動額			
剰余金の配当			△129,667
当期純利益			201,949
自己株式の取得			△78
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	17,888	17,888	17,888
当期変動額合計	17,888	17,888	90,092
当期末残高	169,587	169,587	5,538,725

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式…総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等…総平均法による原価法

棚卸資産

製品・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品・原材料・貯蔵品…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

デリバティブ……………時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 4年～7年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

5. 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|-----------------|--|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建金銭債権債務等 |
| (3) ヘッジ方針 | 外貨建金銭債権債務取引等の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 |
| (4) ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 |

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

貸倒引当金

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位 千円)

	当事業年度計上額
貸倒引当金(流動)	172,708
貸倒引当金(固定)	1,119,808

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

上記金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記① 貸倒引当金」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		8,619,022 千円
2. 関係会社に対する	短期金銭債権	3,031,425 千円
	短期金銭債務	366,718 千円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
担保に供している資産	建物	5,536,084 千円
	土地	509,573 千円
	投資有価証券	257,224 千円
担保に係る債務	電子記録債務	145,623 千円
	割引手形	678,525 千円
	買掛金	92,734 千円
	短期借入金	3,543,800 千円
	長期借入金	6,783,333 千円
	(うち1年内返済予定の長期借入金)	493,333 千円)
	未払費用	10,016 千円
4. 保証債務		
関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証		
	多 久 製 網 (株)	660,000 千円
	日本ターニング(株)	1,706 千円
	(有)吉田漁業部	47,625 千円
5. 受取手形割引高		2,233,903 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	1,925,128 千円
営業費用	3,281,104 千円
営業取引以外の取引高	158,004 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式数

自 己 株 式	11,695 株
---------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	97,818 千円
役員退職慰労引当金	55,012 千円
貸倒引当金	467,817 千円
賞与引当金	69,267 千円
投資有価証券評価損	5,374 千円
棚卸資産評価損	78,553 千円
その他	40,248 千円
繰延税金資産小計	814,092 千円
評価性引当額	△619,228 千円
繰延税金資産合計	194,863 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	75,072 千円
繰延税金負債合計	75,072 千円
繰延税金資産の純額	119,791 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	多久製網株式会社	漁網製造	所有 直接 100.0	海苔網の製造 役員の兼任	債務保証	660,000	—	—
	株式会社泰東	陸上用ネット施工 工事 産業用資材販売	所有 直接 100.0	製・商品の仕入・販売 役員の兼任	試作品・ 開発収入等	43,871	—	—
	レデス・ニットー・チリ・リミターダ	漁網製造	所有 直接 100.0	南米向け漁網の製造 役員の兼任	原材料等の販売	99,042	売掛金	1,259,593
	日本ターニング株式会社	産業用機械製造	所有 直接 39.0 [61.0]	生産設備の購入 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 受取利息	4,030,000 4,045,000 2,007	短期貸付金	315,000
	タイ・ニットウセイモウ・グローバル Co., Ltd.	無結節・有結節網の製造販売	所有 直接 100.0	東南アジア向け漁網等の製造 役員の兼任	受取利息	18,831	短期貸付金	758,382
	株式会社庄司政吉商店	定置網業	所有 間接 100.0	製・商品の販売 役員の兼任	保証債務費用	65,250	保証債務	97,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製・商品等の販売、原材料等の販売及び商品等の仕入について、価格その他の取引条件は、当社との関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
3. 生産設備は、原材料、人件費及び外注費等合理的な見積額に基づいて取引を行っております。
4. 債務保証は、金融機関取引に関するものであります。保証料は收受しておりません。
5. 議決権所有割合の[外書]は緊密な者等の所有割合であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」の内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,135円78銭
1株当たり当期純利益	77円87銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

日東製網株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士 田部 秀穂
業務執行社員
指定社員 公認会計士 玉田 優樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東製網株式会社の2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東製網株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

日東製網株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 田部 秀穂
業務執行社員

指定社員 公認会計士 玉田 優樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東製網株式会社の2024年5月1日から2025年4月30日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月23日

日東製網株式会社 監査役会

常勤監査役	小柴訓治	Ⓢ
常勤監査役	杉森和夫	Ⓢ
社外監査役	立川隆造	Ⓢ
社外監査役	佐藤卓己	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は企業体質の強化を図りつつ、利益の状況に応じた安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績の動向、財務体質などを総合的に勘案し、1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額129,665,250円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年7月25日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

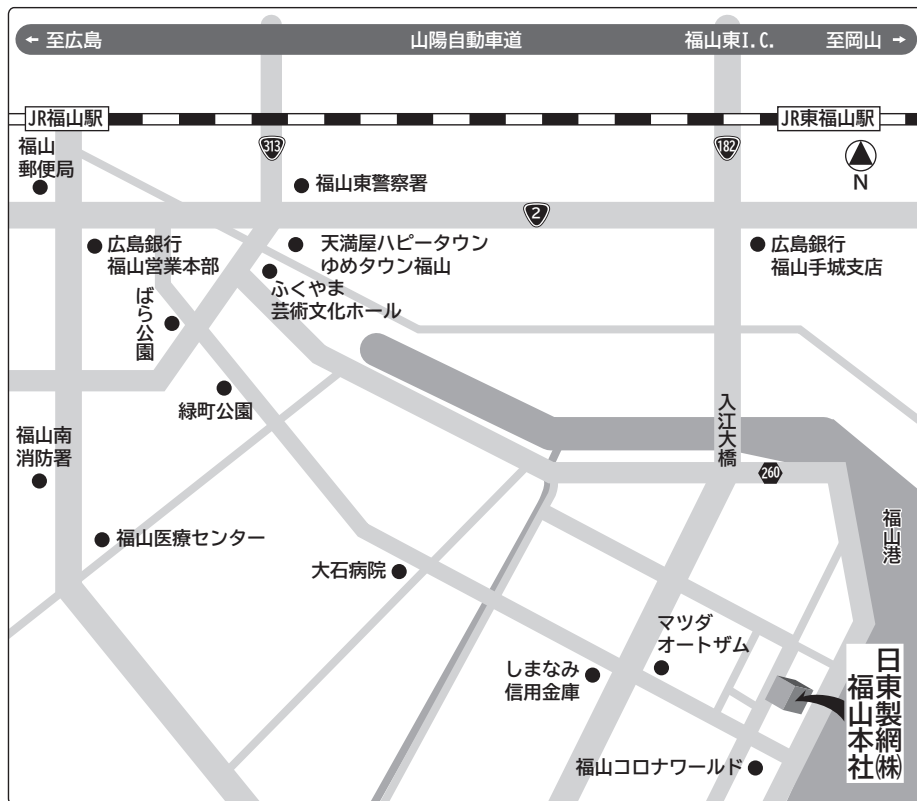
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	こばやし ひろ あき 小林 宏明 (1975年7月12日生)	2000年4月 株式会社広島銀行入行 2002年3月 当社入社 2002年5月 当社社長室長 2005年7月 当社取締役 2007年1月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 青山商事株式会社社外取締役 ダイキョーニシカワ株式会社社外取締役	112,022株
【取締役候補者とした理由】 小林宏明氏は、2007年より当社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、引き続き取締役として職務を適切に果たしていただけると判断し、取締役候補者いたしました。			
2	のむら よし のり 野村 芳徳 (1960年5月18日生)	1984年4月 当社入社 2006年5月 当社旋網部門部門長 2010年5月 当社東京営業所所長 2016年5月 当社営業本部第2事業部長(現任) 2017年7月 当社取締役(現任) 2021年5月 当社営業本部本部長(現任)	3,800株
【取締役候補者とした理由】 野村芳徳氏は、2017年より当社の取締役を務め、旋網部門の営業において豊富な経験・実績・見識を有しており、引き続き取締役として職務を適切に果たしていただけると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おか こういち ろう 岡 耕 一 郎 (1975年4月24日生)	2004年10月 弁護士登録 2010年7月 当社監査役 2015年7月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) せとうち中央法律事務所所長 株式会社マツオカコーポレーション社外監査役	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>岡耕一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての知識と高い見識を有しており、引き続き社外取締役として職務を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。役割としては、当社の監査役として適切に監査いただいた経験をもとに、業務執行に対する監督機能を適切に果たしていただけると期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡耕一郎氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は岡耕一郎氏を東京証券取引所、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
3. 岡耕一郎氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
4. 当社は、岡耕一郎氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小林宏明、野村芳徳、岡耕一郎の3氏が被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要については事業報告12頁に記載のとおりとなります。なお、小林宏明、野村芳徳、岡耕一郎の3氏が再任された場合には引き続き当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内



会 場 : 広島県福山市一文字町14番14号
: 当社 福山本社2階ホール

交通手段

タクシー : JR福山駅よりタクシーで約20分

バス : JR福山駅前9番のりば (曙循環線)

中国バス 日東製網前停留所下車 徒歩約1分